

梨香台訪問看護ステーション

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業 運営規程

第1条【事業の目的】

医療法人のぞみ会（以下、事業者という）が開設する梨香台訪問看護ステーション（以下、事業所という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする

第2条【指定訪問看護運営の方針】

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う

第3条【指定介護予防訪問看護運営の方針】

- 1 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を図る
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行う

第4条【事業の運営】

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等（以下、従業者という）によってのみ行い、第三者への委託は行わない

第5条【事業所の名称等】

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- 1 名称 梨香台訪問看護ステーション
- 2 所在地 千葉県松戸市高塚新田 512-86

第6条【職員の職種、員数及び職務の内容】

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- 1 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる
- 2 看護職員等 2.5名以上
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に当たる
- 3 事務員 1名以上（非常勤）必要な事務を行う

第7条【営業日及び営業時間】

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- 1 営業日 月曜日から土曜日
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 定休日 日曜日 年末年始 12/30～1/3（状況に応じて営業）
- 4 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

第8条【指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容】

事業の内容は次のとおりとする

《サービス内容の例》

- 病状・障害の観察
- 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 食事および排泄等日常生活の世話
- 床ずれの予防・処置
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症患者の看護
- 療養生活や介護方法の指導
- カテーテル等の管理
- その他、医師の指示による医療処置
- 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
- 訪問看護報告書の作成

第9条【利用料金】

- 1 訪問看護単位・利用料について
別紙参照
- 2 交通費について
通常のサービス提供実施地域は無料
それ以外の地域では実情に応じて実費を利用者負担とする
- 3 キャンセル料
キャンセル料は無料、できるだけ早めのご連絡をお願いする
- 4 その他
 - ① 利用者宅で、看護を提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となる
 - ② サービス提供記録などをコピーした場合は、1枚あたり5円の実費負担とする
 - ③ 介護保険の申請前であっても、申請後で要介護認定前であっても、サービスは利用できるが、認定の結果により、「自立」となった場合、または支給限度額を超えた場合など介護保険適用外のサービスとなり、適用を受けない部分については、利用料の全額負担とする
- 5 料金の支払い方法
月初めに前月分の請求書を発行する
支払い方法は口座振替依頼書による指定の口座からの引き落としとする

領収書は引き落とし完了確認後に発行する

第 10 条【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、流山市、柏市の区域とする

第 11 条【衛生管理等】

従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理を努める

第 12 条【緊急時等における対応方法】

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる

- 1 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる
- 2 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う

第 13 条【苦情処理】

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる

- 1 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う

第 14 条【個人情報の保護】

- 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る
- 3 感染防止や多職種連携の促進の観点から、サービス担当者会議にてテレビ電話装置の活用にあたっては、ご利用者様又はご家族様に同意を得、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守する

第 15 条【秘密保持（利用者及びその家族に関する秘密保持について）】

- 1 事業所は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める
- 2 事業所及び従業員は、サービス提供をするうえで知りえた利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない
この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続する

- 3 事業者は、従業者に、業務上知りえたご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする
- 4 事業所は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業所は秘密保持違反の責任を負わないものとする

第 16 条 【虐待防止（権利擁護と虐待について）】

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため必要な措置を講じる
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針を整備する
 - ③ 苦情処理体制を整備する
 - ④ 成年後見人制度を利用する
 - ⑤ 虐待防止に関する責任者を選定する
 - ⑥ 虐待を防止するための研修を実施する
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする

第 17 条 【身体拘束等の適正化】

- 1 事業所は、利用者または他の利用者の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の言動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）を行わない
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態度および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 身体拘束等の適正化に関する責任者を選定
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

第 18 条 【ハラスメント防止】

事業者は、適切な訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

第 19 条 【カスタマーハラスメント防止】

労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が定義する 6 種のハラスメント「身体的な攻撃」「精神的な攻撃」「人間関係からの切り離し」「過大な要求」「過小な要求」「個の侵害」に則り、下記を想定とする

- 1 精神的な攻撃（人格を否定するような言動・侮辱的な言動・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責する）
- 2 身体的暴力（物を投げる・叩かれる・蹴られるなど、回避したため危害を免れるケースも含む）
- 3 過大な要求（サービスとして提供していない内容の提供を強いる）

- 4 個の侵害（サービスの提供に関係ない情報を引出そうとする）
- 5 セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

上記のような事象がみられた場合、サービス提供の遅延やサービス提供の停止、契約解除の措置を行う

第20条【業務継続計画（BCP）の策定】

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するための計画（以下、業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる

- 1 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

第21条【感染症の発生及びまん延等に関する取り組み】

事業所は事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる

- 1 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする）を概ね6か月に1回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2 事業所における、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- 3 感染対策に関する責任者を選定する
- 4 感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施する

第22条【従業員の研修等】

事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む）を実施する

なお、研修の機会を次の通りに設けるものとし、また、業務体制を整備する

研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする

- 採用時研修
- 虐待防止に関する研修 年1回
- 身体拘束に関する研修 年1回
- 看護師の資質向上のための研修（認知症・接遇・プライバシー保護等） 年1回
- 感染症・災害における業務継続計画に関する研修および訓練 年2回（6ヶ月に1回）
- 感染症の予防及びまん延防止に関する研修 年1回
- ハラスメントに関する研修 年1回

第23条【損害賠償】

事業者において、事業所の責任により利用者または利用者家族に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償を行う

守秘義務に違反した場合も同様とする

ただし、損害の発生について、利用者または利用者家族に故意又は過失が認められた場合、又は利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償を減じる

附則

この規定は、平成29年2月1日から施行する

この規定は、平成29年10月1日から変更施行する

この規定は、令和3年4月1日から変更施行する

この規定は、令和6年4月1日から変更施行する